

佐賀県プレミアム付商品券・クーポン券発行支援事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、物価高騰による消費の冷え込みが懸念される中、事業者の収益向上のための前向きな取組を支援することで、個人消費を喚起し、地域商業を活性化させるため、商店街、商工団体、業界団体等に対し、予算の範囲内において佐賀県プレミアム付商品券・クーポン券発行支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年（1955年）法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年（1955年）政令第255号。以下「令」という。）、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、「商店街、商工団体、業界団体等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合または商店街振興組合連合会
 - (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合、事業協同組合連合会、商工組合、中小企業団体中央会
 - (3) 法人化されていない商店街を構成する任意の団体のうち、下記すべてを満たすもの
 - ア 定款又は規約があり、総会により決算書類等の承認が行われていること。
 - イ 構成員の3分の2以上が中小企業あるいは個人事業主であること。
 - (4) 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所
 - (5) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に規定する生活衛生同業組合
 - (6) 同業種又は地域の事業者の共同の利益を図るために組織された財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、組合のうち、下記すべてを満たすもの
 - ア 定款又は規約があり、総会により決算書類等の承認が行われていること。
 - イ 構成員の3分の2以上が中小企業あるいは個人事業主であること。
 - ウ 設立後1年以上経過していること。
- 2 この要綱において、「参加店舗」とは「商店街、商工団体、業界団体等」の構成員（組合員、会員等）のうち、本事業に参加する店舗（事業所）をいう。

(補助事業者及び参加店舗)

第3条 この補助金の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げ

る全ての要件を満たすものとする。

- (1) 商店街、商工団体、業界団体等であること。
 - (2) 本事業を的確に遂行する組織、人員などを有していること。
 - (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
 - (4) 佐賀県内に本部・本社・本店を有していること。
 - (5) 次に掲げるアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - ウ 政治団体
 - エ 宗教上の組織若しくは団体
 - オ アからエまでに掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者
 - (6) 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等など、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - (7) 前項のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- 2 この補助金の対象となる参加店舗は、前項のうち（5）～（7）の要件を満たし、佐賀県内に店舗又は事業所を有していること。

（補助対象事業）

- 第4条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が実施する個人消費を喚起し、地域商業を活性化させるためのプレミアム付商品券・クーポン券発行事業とする。
- 2 プレミアム付商品券（以下、「商品券」という。）とは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項に規定する前払式支払い手段に該当する商品券

であって、消費者の購入金額を超えて対価の弁済に充てることができ、佐賀県内で 10 以上の店舗で共通して使用できるものをいう。

- 3 クーポン券とは、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 3 条第 1 項に規定する前払式支払い手段に該当するクーポン券であって、消費者の購入金額に応じて配布するものであり、次回以降の対価の弁済に充てることができ、佐賀県内で 10 以上の店舗で共通して使用できるものをいう。

（補助対象経費及び補助率等）

第 5 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、下記に定めるとおりとする。

（1）補助対象経費

対象経費		対象経費の上限
プレミアム費	商品券のプレミアム相当分の経費	消費者に対する商品券販売額の 25%
	クーポン券額面相当分の経費	消費者に対する商品・サービス等の販売額の 25% ただし、販売額から要領に定める使用範囲外の物品等の販売額を除いて算定する。
事務費	券発行費	・商品券発行総額の 7%（プレミアム費上限の 35% 相当） ただし、発行総額 3,000 万円以下の場合は 10% ・クーポン券発行総額の 35%
	広報費	
	手数料	
	臨時雇用に係る人件費	
	委託費	
	その他、県が認めるもの	

（2）補助率

補助対象経費の 10 分の 10 以内

※算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てる。

（3）補助上限額

商店街等：参加店舗数 × 20 万円又は 700 万円のうちいずれか低い額

（複数の商店街等が合同で実施する場合）

参加店舗数 × 20 万円、団体数 × 700 万円又は 2,000 万円のうちいずれか低い額

商工団体・業界団体：参加店舗数 × 20 万円又は 2,000 万円のうちいずれか低い額

（補助金の交付申請）

第 6 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書は、様式第 1 号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める期日までとし、申請は佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 16 年佐賀県条例第 28 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行うことがで

きる。

- 3 前項の電子情報処理組織で使用する電子計算機は、自治体向け LGWAN 対応 WEB フォームサービス LoGo フォームを指定する。
- 4 第 1 項の規定による申請書の提出期限から当該申請に係る補助金の交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。
- 5 補助事業者は、第 1 項の申請をしようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 109 号）及び地方消費税法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 111 号）の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第 7 条 規則第 5 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、次に規定する軽微な変更であって、補助金額に変更を及ぼさない場合は、この限りでない。
 - ア 補助対象経費の小区分の相互間における経費の配分の変更である場合
 - イ 補助目的及び効果に関係しない程度の事業計画の細部を変更する場合
 - (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別紙（「佐賀県ローカル発注促進要領」（平成 24 年 10 月 9 日付商第 1251 号））のとおり県内企業と契約するよう努めること。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、やむを得ず補助事業を廃止する場合、すでに施行した事業の部分のうち、必要と認められるものについては精算及び額の確定を行い、補助金を交付する。
 - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 2 前項第 2 号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第 2 号のとおりとする。
 - 3 第 1 項第 4 号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受ける場合の承認申請書は、様式第 3 号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から10日以内とする。

(交付決定の取消し等)

第9条 知事は、次に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、本人の責に帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく県の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(補助事業の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を揃え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）日の属する年度の終了後5年間、県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を県の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(状況報告)

第12条 知事は、必要に応じて、補助事業者に対し、補助事業遂行の状況について事業遂行状況報告書の提出を求めることができる。

2 前項に規定する事業遂行状況報告書は、様式第4号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(事故の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5号による事故報告書を県に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第6号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）30日以内又は令和6年2月20日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 第6条第5項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 4 第6条第5項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告とともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

（補助金の交付）

第15条 この補助金は、知事が必要と認めたときは概算払で交付することができるものとする。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金等交付請求書は、様式第8号（精算）のとおりとする。
- 3 規則第15条第2項に規定する補助金等交付請求書は、様式第9号（概算）のとおりとする。

（財産の管理等）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第10号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

（財産処分の制限）

第17条 取得財産等のうち、県が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価10万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）別表第一、別表第二及び別表第五の規定によるものとする。
- 3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に取得財産等を処分しようとするときには、知事の承認を受けなければならない。この場合の財産処分承認申請書

は、様式第11号のとおりとする。

4 県は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月19日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月15日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月18日以降の申請から適用する。